



令和 5 年 8 月 28 日
午前・午後 8 時 30 分 受領

No. 1

令和 5 年 8 月 28 日

議長	事務局長	係

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員 吉田 茂生

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問の要旨	答弁を求める者
<p>1. 空家等対策計画について</p> <p>人口減少や住宅の老朽化及び社会ニーズの変化等に伴い、全国で空家が増えてきており、安全性の低下、景観の阻害、公衆衛生の悪化等様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。そのため、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月26日完全施行されました。</p> <p>愛南町においても、“空家対策は、緊急かつ重要な課題であると考えており、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「愛南町空家等対策計画」を策定し、愛南町の取組むべき対策の方向性を明確に示していきます。”と明記されています。平成30年3月に計画がスタートして、現在5年が経過しておりますが、利活用できる空家の活性化及び老朽危険空家等に関する対策が不十分であるように思われます。そこで、空家等対策計画の現状についてお伺い致します。</p> <p>(1) 空家の現状についてお聞かせ下さい。</p> <p>(2) 関係機関・民間団体との連携についてお聞かせ下さい。</p> <p>(3) 定住・移住の促進についてお聞かせ下さい。</p> <p>(4) 施策の透明性や空家等の措置に関する公平性の確保についてお聞かせ下さい。</p> <p>(5) 空家対策の課題解決に向けた今後の取組み(空家対策ネット</p>	町長

ワーク等) についてお聞かせ下さい。

2. 個別避難計画について

個別避難計画は、高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画であり、災害対策基本法第49条の14に「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画を作成するよう努めなければならない」と明記されています。先日の愛媛新聞の記事では、愛南町の市町別策定率は10%未満となっていました。南予地域では松野町が策定率100%であり、12年前から独居高齢者らを対象に作成されており、緊急連絡先や支援者、避難方法などを記載した「支えあいカード」を個別避難計画に位置付けて運用しているとの事でした。愛南町では、「愛南町地域防災計画」の中で、「町の防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定など避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施を図る」と記載されているにも拘わらず、何故策定率が低いのかお伺い致します。

(1) 策定率10%未満となった原因についてお聞かせ下さい。

(2) 個別避難計画の策定完了時期についてお聞かせ下さい。

(3) 避難体制の確立等今後の実施計画についてお聞かせ下さい。

町長